

京 都 大 学 国 際 融 合 創 造 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学国際融合創造センター規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学国際融合創造センター（以下「<u>国際融合創造センター</u>」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>国際融合創造センターは、国際的な視野に立ち、産学官連携に関する実践的研究開発及び新産業の創成に繋がる独創的先端研究を行う。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>国際融合創造センターは、その研究成果に基づき、国際イノベーション機構の実施する業務の支援を行う。</u></p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 <u>国際融合創造センターに、センター長を置く。</u></p> <p>2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。</p> <p>4 センター長は、<u>国際融合創造センターの所務を掌理する。</u></p> <p>5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。</p> <p>(協議委員会)</p> <p>第4条 <u>国際融合創造センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。</u></p> <p>2 協議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議委員会が定める。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第5条 <u>国際融合創造センターに、その管理運営に関し協議委員会の定める事項について審議するため、運営審議会を置く。</u></p> <p>2 運営審議会に関し必要な事項は、運営審議会が定める。</p> <p>(部門)</p> <p>第6条 <u>国際融合創造センターに、次に掲げる部門を置く。</u></p>	<p>京都大学産官学連携センター規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学産官学連携センター（以下「<u>産官学連携センター</u>」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>産官学連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>産業界又は官公庁との共同研究及び受託研究の推進及び支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>産官学における国際的連携又は地域社会連携の推進及び支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>知的財産権の取得、管理、活用等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ベンチャーの育成、起業支援等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他本学の産官学連携活動の推進及び支援に関し必要な事項</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>産官学連携センターは、前項の業務の実施に必要な国内外における産官学連携の推進、知的財産の取得・管理・活用及びベンチャー育成・支援等に関する調査研究を行う。</u></p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 <u>産官学連携センターに、センター長を置く。</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 センター長は、<u>産官学連携センターの所務を掌理する。</u></p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>(協議委員会)</p> <p>第4条 <u>産官学連携センターに、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第5条 <u>産官学連携センターに、その管理運営に関し協議委員会の定める事項について審議するため、運営審議会を置く。</u></p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>融合部門 創造部門 (研究科の教育への協力)</p> <p>第7条 <u>国際融合創造センター</u>は、運営審議会の議を経て、センター長が定める研究科の教育に協力するものとする。 (事務組織)</p> <p>第8条 <u>国際融合創造センター</u>に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (内部組織)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、<u>国際融合創造センター</u>の内部組織については、センター長が定める。</p>	<p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第6条 <u>産官学連携センター</u>は、運営審議会の議を経て、センター長が定める研究科の教育に協力するものとする。 (事務組織)</p> <p>第7条 <u>産官学連携センター</u>に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (内部組織)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、<u>産官学連携センター</u>の内部組織については、センター長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。 2 この規程施行の際現にセンター長の職にある者は、この規程により産官学連携センター長に選考されたものとみなし、平成21年3月31日まで引き続きその職にあるものとする。</p>